

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十二条の三の規定に基づき、令和四年消防庁告示第二号の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

第一 趣旨
畜舎等に係る基準の特例の細目

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十二条の三第一項第一号及び第二号、第二項第四号並びに第四項から第六項までに規定する畜舎等に係る基準の特例の細目を定めるものとする。

第一 特例を適用する畜舎等

一 規則第三十二条の三第一項第一号の防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

〔一〕 略

（二）居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）が存する場合は、当該居室が畜産経営に關する執務又は作業（軽微なものに限る。）その他これらに類する目的のための使用に供するものであつて、次のイからニまでに掲げる要件を満たすものであること。

〔イ〕ニ 略

〔二〕 略

三 規則第三十二条の三第二項第四号の防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるものは、次のとおりとする。ただし、（一）から（七）までの物資及び（八）の車両を同一の保管庫に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によつて隔てて保管すること。

飼料

敷料

飼育ケージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なもの

肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの

もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要なもの

（六）消毒薬、消毒設備（消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備をいう。）

その他の家畜の伝染性疾病の発生予防又はまん延防止に必要なもの

畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具

農業用トラクター、トラクタージュベルその他の畜産経営に必要な車両

（八）の車両の燃料（消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第九条の四に定める指定数量の五分の一未満のものに限る。）

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十二条の三第一項第一号及び第二号、第三項並びに第四項に規定する畜舎等に係る基準の特例の細目を定めるものとする。

第一 〔同上〕

一 〔同上〕

〔一〕 同上

（二）居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）が存する場合は、当該居室が畜産経営の用に供されるもの（畜産経営に關する執務又は飼料、敷料若しくは農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供するものをいう。）であつて、次のイからニまでに掲げる要件を満たすものであること。

〔イ〕ニ 同上

〔二〕 同上

〔新設〕

(十) (八)の車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具

(十一) (八)の車両にけん引される農業用機械器具

第三 畜舎等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目

一 規則第三十二条の三第四項の規定による読み替え後の令第二十七条第一項第一号及び第二項の消防庁長官が定める構造は、次のとおりとする。

(一)・(二) 略

二 規則第三十二条の三第五項の規定による読み替え後の規則第六条第六項第一号の消防庁長官が定める部分は、専ら家畜の飼養又は家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分とする。

三 規則第三十二条の三第五項の規定による読み替え後の規則第二十四条第五号ニ及び第二十五条の二第二項第一号ハの消防庁長官が定める部分は、専ら家畜の飼養の用に供する部分(当該部分に面する通路の用に供する部分を含む。)とする。

四 規則第三十二条の三第五項の規定による読み替え後の規則第二十八条の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの消防庁長官が定める部分は、次に定める構造を有する畜舎等のうち、常時人が立ち入らない部分とする。

(一)・(二) 略

五 規則第三十二条の三第六項の延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

(一)・(三) 略

第三 「同上」

一 規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の令第二十七条第一項第一号及び第二項の消防庁長官が定める構造は、次のとおりとする。

(一)・(二) 同上

二 規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の規則第六条第六項第一号の消防庁長官が定める部分は、専ら家畜の飼養又は家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分とする。

三 規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の規則第二十四条第五号ニ及び第二十五条の二第二項第一号ハの消防庁長官が定める部分は、専ら家畜の飼養の用に供する部分(当該部分に面する通路の用に供する部分を含む。)とする。

四 規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の規則第二十八条の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの消防庁長官が定める部分は、次に定める構造を有する畜舎等のうち、常時人が立ち入らない部分とする。

(一)・(二) 同上

五 規則第三十二条の三第四項の延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

(一)・(三) 同上

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。